



資料提供年月日	令和4年2月10日	
問い合わせ先	課名	総務法制企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 小林 主査 栗尾

広 報 連 絡 ＜市長記者会見資料＞

1 件 名

令和4年2月定例岡山市議会提出の主な議案(予算を除く。)について

- ・ 岡山市文化芸術基本条例の制定について
- ・ 岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

記者会見資料

担当課名	文化振興課
担当者名	課長 岡村 誠 課長補佐 谷川 利広
連絡先	803-1054 内線 3740、3746

岡山市文化芸術基本条例の制定について (甲第27号議案)

1 制定の背景

平成29年に文化芸術基本法が改正され、その後も、文化経済戦略や文化芸術推進基本計画の策定、平成30年には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されるなど、国において文化芸術の振興に関する法整備等が行われてきました。

このような中、岡山市では、新しい文化芸術施設の検討がなされ、現在、令和5年9月の開館に向けて「岡山芸術創造劇場ハレノワ」が整備中であるなど、文化芸術施策において大きな転機を迎えています。この機会に、文化芸術基本法の趣旨にのっとり、文化芸術に対する岡山市の理念を再確認し、今後の施策の更なる推進を図るため、「岡山市文化芸術基本条例」を制定することとしました。

2 条例の目的と概要

(目的)

文化芸術の振興に関し、基本理念等を定め、総合的かつ計画的に文化芸術の振興を推進することにより、本市における文化芸術の持続的な発展を図り、もって生きがいと安らぎのある心豊かな市民生活及び活力や創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定しようとするものです。

(概要)

- 基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにし、文化芸術の振興を図ります。
- 推進計画を策定し、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進します。
- 文化芸術の振興に関して、「岡山市文化芸術推進会議」を設置して審議していきます。

3 施行日

令和4年4月1日

岡山市文化芸術基本条例について

前文

- 豊かな風土と歴史と、日々の営みから生まれる生活文化
- 文化芸術による地域への愛着や誇りの醸成
- 価値観の変化と相互理解、多様性の尊重による可能性の開花と新たな文化芸術の創造
- 文化芸術の創造的な発展による地域の魅力の向上と、それによる地域への愛着や誇りの深化と、次代の活力と賑わいある地域づくり
- 岡山市の更なる発展のための持続的な文化芸術活動と、これを支える市民等の必要性

第1条

目的

生きがいと安らぎのある心豊かな市民生活並びに活力や創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現に寄与

第2条

定義

(1) 文化芸術活動、(2) 市民、(3) 文化芸術団体、(4) 事業者、(5) 市民等 について定義

第3条

基本理念

- 1 市民の権利としての多様な文化芸術の創造と享受
- 2 市民等の自主性及び創造性の尊重
- 3 活発な文化芸術活動のための環境整備と人材育成
- 4 文化芸術の保存、継承、発展
- 5 文化芸術を生かしたまちづくり、地域づくりと、情報発信による国内外の地域、人々との交流

第4条

市の責務

基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施

第5条

市民の役割

- 文化芸術を享受するとともに、文化芸術の担い手として、自由で主体的な文化芸術活動を推進
- 自らの個性を生かしながら、相互に理解、連携、協働

第6条

岡山市文化芸術推進計画

第10条の推進会議や市民等の意見を反映して策定
施策の総合的・計画的な実施について規定

根拠法令：文化芸術基本法第7条の2第1項
現行：岡山市文化芸術振興ビジョン

第7条

施策

市民等が文化芸術を享受できるよう
必要な支援等の施策の推進

第8条

顕彰

文化芸術活動での顕著な成果や振興に寄与した者に対する顕彰

第9条

財政上の措置

市による必要な財政上の措置

第10条

設置

根拠法令：文化芸術基本法第37条

第11条

所掌事務

推進計画の策定、変更ほか

第12条

組織等

市民及び学識経験者から10名以内で構成

第13条

会議等

必要に応じ関係者が出席、説明等の聴取

第14条

委任

施行に関し必要な事項は、市長が別に決定

施行日：令和4年4月1日

記者会見資料

担当課名	庭園都市推進課
担当者名	課長 難波 雅彦 公園緑地 森谷 和政 担当課長
連絡先	803-1395 内線 3680、3681

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について (甲第40号議案)

1 目的

岡山西部総合公園（仮称）の名称変更及び新庁舎整備計画に伴う大供公園の廃止のため、岡山市公園条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 岡山西部総合公園（仮称）の名称変更

岡山西部総合公園（仮称）（条例の規定では「岡山操車場跡地公園（仮称）」）の名称を、公募により決定した「北長瀬未来ふれあい総合公園」に変更します。

（名称の決定については、別紙参照）

(2) 大供公園の廃止

令和4年度から、大供公園において新庁舎の建設が始まるため、本公園を廃止します。

3 施行日

令和4年4月1日

岡山西部総合公園（仮称）の公園名称及び管理棟名称の決定について

1 趣旨

岡山西部総合公園（仮称）にたくさんの方々が訪れ、交流し、賑わいの拠点となるとともに、多くの皆さんに親しまれる公園になるよう、募集していた公園と管理棟の名称を決定した。

2 概要

（1）公園名称

北長瀬未来ふれあい総合公園

- （選定理由）
- ・地名の「北長瀬」が入り、場所がわかりやすい。
 - ・応募者が込めた「これからの未来、公園にたくさんの方が集い、ふれあってほしい」との思いが本公園のコンセプトである「人々が関わることで育まれる都市の森」（キーワード：交流、賑わい、健康等）に合致した。

（2）管理棟名称

みはらしプラザ

- （選定理由）
- ・本公園の「見晴らしの丘」の前に位置し、公園内での場所がわかりやすい。
 - ・「ガラス張りで公園の美しい景色を楽しめる」といった施設の特徴を捉えている。

（3）募集概要

- ・募集期間 令和3年12月1日～令和4年1月14日（45日間）
- ・応募総数 公園名称 609件 管理棟名称 512件
- ・名称使用開始 令和4年4月1日（予定）
- ・公表方法 市のHPや市民のひろばで公表予定
- ・賞品 採用者には Quo カード（5,000円相当）を進呈

北長瀬未来ふれあい総合公園



みはらしプラザ

